

「青森県清掃業務委託料算定基準（試案）」数量取扱要領

第1 基本事項

この要領は、「青森県清掃業務委託料算定基準」を適用する際の清掃面積等の数量算定の取扱いを定めるものである。

第2 建物内部

1 対象諸室等

各施設管理者において清掃が必要と定めた諸室とする。ただし、次に掲げる諸室を除く。

- (1) 職員あるいは使用者が自ら清掃を行う諸室
- (2) 倉庫、機械室等基本的に清掃を必要としない諸室
- (3) 生協、食堂、金融機関等行政財産の使用許可を受けて使用されている諸室
- (4) 清掃員控室、中央監視室等施設管理者等が委託している業務の受託者が自らの業務のために占有している諸室

2 場所区域

建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に示されている標準歩掛りの適用にあたっての標準的な分類を別紙1に掲げる。

- (1) 場所区域は室名にかかわらず、実際の利用状況に応じて区分するものとする。
- (2) 間仕切りの有無によらない用途区分
標準歩掛りの適用にあたっては、前項の規定によるほか、清掃作業の一連性、仕上げ・空間の連続性等に応じ適切に区分するものとする。例を別紙2に示す。

3 清掃面積の算出

清掃対象面積の算出は、原則として当該建物の平面図の壁芯寸法によるものとし、柱型、家具、什器等の面積は差し引かない。なお、これによりがたい場合は、その都度考慮する。

	区画等	什器・家具等
対象（差し引かない）	柱型、袖壁等	机、什器類、移動できる家具等
対象外（差し引く）	P S（ $\text{H}^\circ \text{I}^\circ \text{S}^\circ \text{-S}$ ） D S（ $\text{D}^\circ \text{E}^\circ \text{S}^\circ \text{-S}$ ） E P S（ $\text{E}^\circ \text{I}^\circ \text{S}^\circ \text{-S}$ ）等	固定書架、壁面全面の収納、押入れ

4 照明器具

全面が隙間なくカバー等で覆われている照明器具は、原則として対象外とする。

第3 建物外部

1 対象敷地

各施設管理者において清掃が必要と定めた区域で、原則として、敷地の内、主たる建物との関連性があり、建物等を除いた部分とする。ただし、次に掲げる区域を除く。

- (1) 重量車両置き場等、一般来庁者が通常立ち入らない区域
- (2) 危険物の貯蔵庫等フェンスに囲まれるなど立入りを禁止されている区域
- (3) 試験研究機関、学校等の圃場等
- (4) 電話ボックス、通路、鉄塔等行政財産の使用許可を受けている区域

2 場所区域と清掃面積の算出

外部の清掃面積は、原則として配置図及び当該建物の1階平面図により算出する。

場所区域	算出方法
玄関周り	次の部分の面積の合計とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポーチ、車寄せ、靴洗い、身体障害者用スロープ ・ 主たる出入り口に至る屋外階段 ・ 上記に準ずる部分
犬走り、構内通路、駐車場、植栽、花壇等	次により算出する。 (対象敷地面積) - (対象敷地内の各棟の1階床面積の合計) - (玄関周り) - (行政財産使用許可面積)

3 冬期間の取扱

冬季(1月から3月)の積雪時は、拾い掃き等に代えて人力による簡易な除雪を行うものとし、当該地区の降雪日数及び積算降雪深の統計値により周期を決定する。

4 窓ガラス

清掃は窓ガラスの両面を行うが、積算にあたっては片面の面積を計上する。

5 屋上広場

出入り口・タラップ等の屋上に上るための設備を有する場所を対象とし、バルコニーを含む。数量は壁、パラペット、笠木等の芯寸法により算出する。

第4 端数処理

1 面積

- (1) 室、区域別の面積の端数処理は、計算途中においては小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位の数値は切り捨てる。
- (2) 場所区域別の合計においては整数とし、小数点以下の数値は切り捨てる。
- (3) 単位は m² とし場所別に算出する。

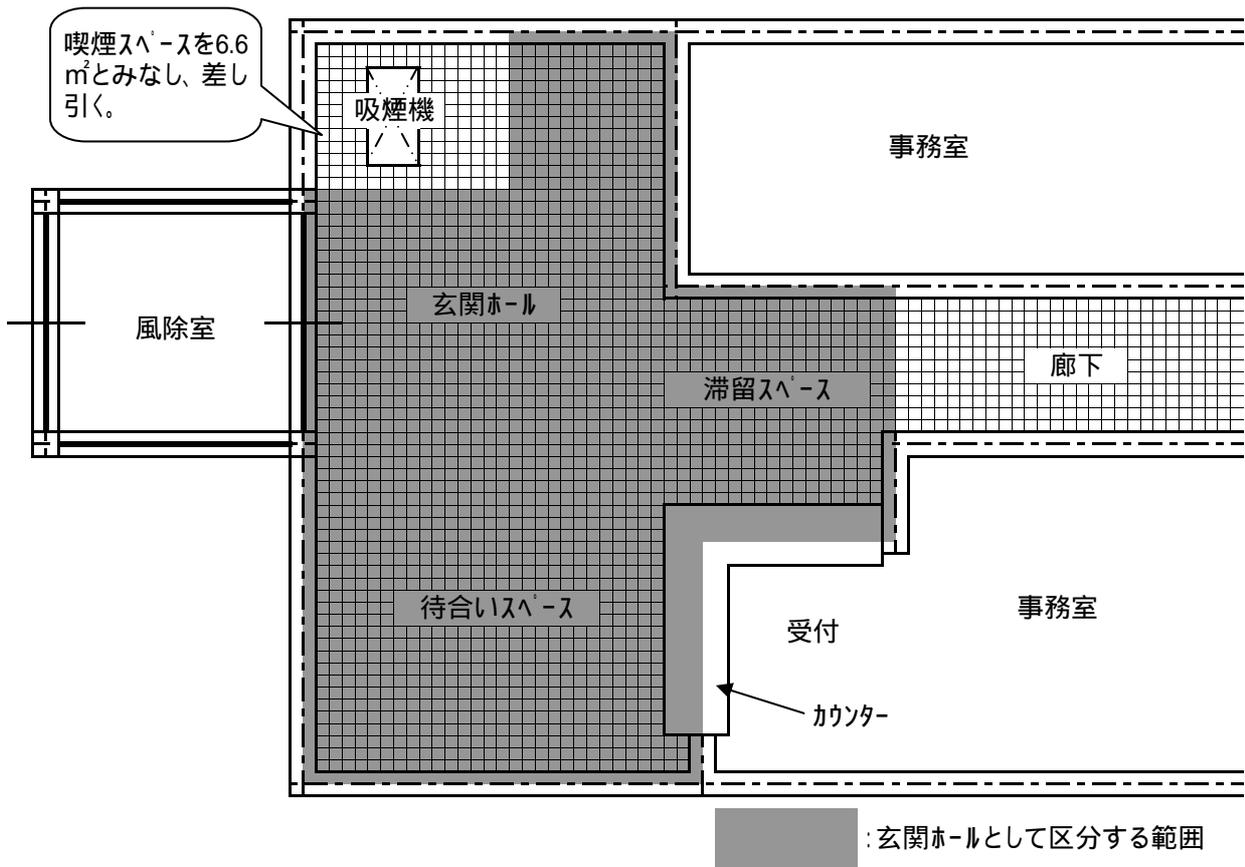
2 歩掛り

歩掛りを作成及び加工して用いる際は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までとする。

(この要領は、平成17年度に試行する清掃業務委託について適用する。)

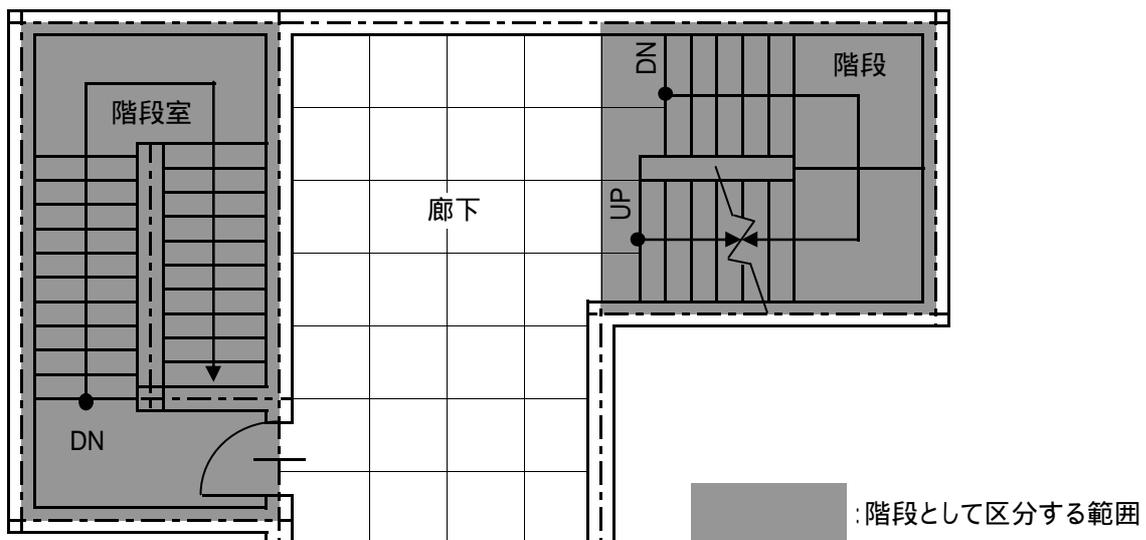
(別紙1)

積算基準 分類	共通事項	施設別諸室具体例					
		事務庁舎	文化・社会教育施設等	大学・各種学校等	警察署	病院	
清掃対象諸室	1. 玄関ホール	来庁者等または職員が施設に出入りする際に利用する玄関、風除室、玄関ホール及び待合場所等をいう。 ただし、玄関ホール、待合場所と一体的に利用される廊下、住民コーナ等を含み、喫煙スペースは除くものとする。	風除室、玄関ホール、展示コーナー、県民ホール	風除室、玄関ホール、展示コーナー	風除室、玄関ホール、展示コーナー	風除室、玄関ホール、公衆溜	風除室、玄関ホール、待合室
	2. 事務室						
	2-1 事務室	日常的に職員等が事務を執り行う諸室及び印刷室をいう。 ただし、所属長室(執務に加え会議スペースを有する室を含むものに限る。)は除くものとする。	各課室、受付、警備員室、電話交換室、印刷室	総務課、管理職員室、受付、警備員室、印刷室	総務課、職員室、研究室、警備員室、印刷室	刑事課、警備課、会計課、印刷室	事務室、診療室、処置室、検査室、医局、ドクターステーション、ナースステーション、病室、観察室、図書室、守衛室、印刷室
	2-2 休憩室等	休憩室、仮眠室、当直室等及びツカーム等をいう。	休憩室、運転手控室	仮眠室、当直室、更衣室	休憩室	仮眠室、当直室、更衣室	休憩室、仮眠室、当直室、更衣室
	3. 会議室						
	3-1. 会議室	一定の機会に利用される会議室及びこれに準ずる室並びに所属長室をいう。	会議室、所長室	館長室、所長室、展示室、映写室、実習室、研修室、自習室等	学長室、校長室、会議室、教室、椅子が固定されている講堂、トレーニングルーム	署長室、会議室、調室、接見室(留置側を除く)、訓授室	院長室、事務局長室、各局長室、ダイニング、面会室・面談室、相談室
	3-2. 体育館等	体育館、武道場及び講堂(椅子が固定されていないもの)等			体育館、トレーニングルーム、講堂	柔道場、剣道場	レクリエーションホール
	4. 廊下・エレベーターホール	廊下及びエレベーター前のホール(玄関ホールと一体的な場合は玄関ホールとする。)をいう。	廊下、エレベーターホール	廊下、エレベーターホール	廊下、エレベーターホール	廊下、エレベーターホール	廊下、エレベーターホール
	5. 便所・洗面所	便所、洗面所及び洗濯室等をいう。	便所、洗面所	便所、洗面所	便所、洗面所	便所、洗面所	便所、洗面所、汚物室
	6. 湯沸室	湯沸室、給湯室等をいう。	湯沸室、給湯室	湯沸室、給湯室	湯沸室、給湯室	湯沸室、給湯室	湯沸室、給湯室
	7. エレベーター	エレベーターホール(かご)、扉、操作盤等をいう。	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター
8. 階段	階段をいう。	階段	階段	階段	階段	階段	
9. 食堂	食堂及び飲食をする室をいう。	食堂	レストラン、喫茶室	食堂	食堂	食堂、料理室	
10. 浴室、シャワールーム、脱衣室	浴室、シャワールーム及び脱衣室	浴室、脱衣室	浴室、脱衣室	浴室、脱衣室	浴室、脱衣室	浴室、シャワー室、脱衣室、乾燥室	
11. 喫煙スペース	喫煙室または喫煙コーナーをいう。ただし、仕切がなく面積が特定されない場合は2坪(6.6㎡)を喫煙スペースとしてみなす。	喫煙室(コーナー)	喫煙室(コーナー)	喫煙室(コーナー)	喫煙室(コーナー)	喫煙室(コーナー)	



例1．玄関ホール、廊下等と喫煙スペース

例2．玄関ホールと廊下



例3．廊下・エレベーターホールと階段